

築上町告示第130号

平成24年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年11月22日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成24年12月3日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

12月5日に応招した議員

12月6日に応招した議員

12月7日に応招した議員

12月14日に応招した議員

応招しなかった議員

平成24年 第4回 築上町議会定例会会議録(第1日)

平成24年12月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成24年12月3日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

提出された案件等の報告

日程第4 議案第89号 専決処分について(平成24年度築上町一般会計補正予算(第5号)について)

日程第5 議案第90号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について

日程第6 議案第91号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第7 議案第92号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第93号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第9 議案第94号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第95号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第11 議案第96号 築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定について

日程第12 議案第97号 築上町旧蔵内邸条例の制定について

日程第13 議案第98号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第99号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第100号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第16 議案第101号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第17 議案第102号 人権擁護委員の推薦について

日程第18 議案第103号 人権文化のまちづくり宣言について

日程第19 議案第104号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について

日程第20 議案第105号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について

日程第21 議案第106号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 議長の報告
 ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第89号 専決処分について(平成24年度築上町一般会計補正予算(第5号)について)
- 日程第5 議案第90号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第6 議案第91号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第92号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第93号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第94号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第95号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第96号 築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第97号 築上町旧蔵内邸条例の制定について
- 日程第13 議案第98号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第99号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第100号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第16 議案第101号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第17 議案第102号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 議案第103号 人権文化のまちづくり宣言について
- 日程第19 議案第104号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
- 日程第20 議案第105号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第21 議案第106号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

出席議員(16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宮下 久雄君 |
| 3番 丸山 年弘君 | 4番 工藤 政由君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 有永 義正君 |
| 7番 吉元 成一君 | 8番 田村 兼光君 |
| 9番 塩田 文男君 | 10番 西畑イツミ君 |
| 11番 塩田 昌生君 | 12番 中島 英夫君 |

13番 田原 宗憲君 14番 信田 博見君
15番 武道 修司君 16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 田中 哲君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 中野 誠一君
建設課長 平尾 達弥君 都市政策課長 久保 和明君
上水道課長 加來 泰君 下水道課長 古田 和由君
総合管理課長 宮尾 孝好君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君 商工課長 神崎 一浩君
学校教育課長 金井 泉君 生涯学習課長 田原 泰之君
監査事務局長 石川 武巳君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成24年第4回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

町長(新川 久三君) 議員の皆さん、おはようございます。第4回定例会を招集いたしましたところ、出席を賜りまして大変ありがとうございます。

9月以降の行政報告、若干させていただきますけれども、昨日、成吉前議長が御逝去をなされました。この

場、本当に議会活動を通じて尽力していただきました。哀悼の意を表したいと思います。

それから、光通信網の起工がありまして、先般、議長さんはちょっと所用で参加できませんでしたが、副議長、それから3人の委員長さんで起工式ということで取りかかったところでございます。

それから、もう1点は、太陽光発電の事業者が町有地を貸してほしいというようなことで、現在、協議をいたしておるところでございます。ほぼ、この事業者と契約できるのではなからうかなということで、今、望みを持っておるところでございます。

次に3番目として、町のほうが、これは築城中学の生徒と先生のトラブルで親から訴訟を受けました。これは応訴すべきというふうなことで、今回の予算の中にも、若干、応訴の予算を計上させていただいておるところでございます。

また、詳しくは、いろんな委員会等でお答え申し上げたいと思いますが、先生が生徒に暴力を働いたと。いや、先生は働いてないというようなことで、これは当然、裁判に訴えられたんでございますんで、応訴をせざるを得ないと、こういうことでございますんで、御報告申し上げます。

それから、これはNHKの大河ドラマでございますけれども、黒田官兵衛が、平成26年の1月からの放送で決定をしたというふうなことで、11月の19日に、中津市ほか日豊沿線、行橋から苅田、宇佐までの自治体で、このドラマに対する協議会といろんなものを、観光面、それから歴史面というふうなことで協議を行いながら、一応、協議会を発足したところでございます。

本町は、黒田と宇都宮、非常に因縁の関係にございます。そういう形の中で、ぜひ築上町のシーンが、できるだけ多く放映してもらえるような状況をつくっていったらどうだろうかという考え方をしておるところでございますし、一応、これはまだ今、案でございますけれども、7月には、宇都宮サミットを関係市町といいますが、関東、それから四国あたりの町村と開いた、市と町で開いたらどうだろうかという今、構想を持っているところでございます。

次に、JAの合併の調印式が11月の1日にございました。名前は豊築農業協同組合ということでございます。来年4月1日、2つの農協は解散をして、新しい農協が発足するというようなことで、一応、調印を済ましたところでございます。

私どもも、一応、立会人ということで、サインをさせていただいたところでございます。(「京築」と呼ぶ者あり)ああ、ごめん。京築、そうです、京築農業協同組合、今、豊築と言ったですかね、京築。本所は、豊築の今の豊前が本所になると。行橋が支所になるということでございます。

それから、あと、大相撲、最後、非常に九州場所で活躍をしました、2人の力士を有している、関取を有している本町でございまして、初場所、2人の奮闘、一応、皆さんで応援しながらやって、いい成績を上げてもらいたいと、このように考えておるところでございます。

本議会に提案いたします議案は、専決処分、これは衆議院の選挙は16日に執行されますが、これらに関する予算を専決処分をさせていただいております。

それから、一般会計以下補正予算を6件、条例案件4件、それから工事の請負変更の議決の変更についてが2件でございます。

それから、人権擁護委員の人事案件1件、それから、人権文化のまちづくり宣言という宣言を提案させていただいております。

それからあとは、福岡県市町村災害共済基金組合が、3月31日をもって解散をする手はずになっております。これに基づく議案が3件、提案をお願いしているところでございます。よろしく御審議をいただきながら、全議案、御採択をお願い申し上げまして、今議会の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長(田村 兼光君) これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、工藤政由議員、5番、工藤久司議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。委員長、信田議員。

議会運営委員長(信田 博見君) 平成24年第4回築上町議会定例会議会運営委員会の報告をいたします。

11月28日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

12月3日月曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお、契約、人事、組合規約等の案件は、本日即決することとして協議しました。

12月4日火曜日は、議案考案日とします。

12月5日水曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

12月6日木曜日は、本会議で一般質問とします。

12月7日金曜日は、本会議で一般質問とします。

12月8日土曜日、9日日曜日は、休会とします。

12月10日月曜日は、休会で厚生文教常任委員会とします。

12月11日火曜日は、休会で産業建設常任委員会とします。

12月12日水曜日は、休会で総務常任委員会とします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いします。

12月13日木曜日は、休会で委員会予備日とします。

12月14日金曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、一般質問の締め切りは、あす午前12時までといたします。

以上、会期は、本日から12月14日までの12日間とすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日3日から12月14日までの12日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの12日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議案は、お手元に配付をしていますように、議案第89号外17件であります。

ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて御報告いたします。

日程第4. 議案第89号

議長(田村 兼光君) 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第89号専決処分について、平成24年度築上町一般会計補正予算(第5号)についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第89号専決処分について、平成24年度築上町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第89号専決処分について、平成24年度築上町一般会計補正予算(第5号)について、平成24年11月19日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成24年12月3日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第89号は、専決処分についてでございます。

本案は、平成24年度築上町一般会計補正予算(第5号)の専決でございますが、既定の歳入歳出の予算総額116億390万に1,143万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を116億1,533万円と定めるものでございます。

11月19日付で専決をさせていただきましたが、本予算は11月16日に衆議院が解散され、あと選挙が16日ということで、一応、11月19日以降の選挙の準備の費用と執行に対する費用でございます。早急に執行しなければならないということで、議会の招集をする暇がございませんでしたので、専決処分ということでさせていただきました。よろしく御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 質疑なし。

これより討論を行います。反対意見の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第89号について採決を行います。議案第89号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5. 議案第90号

日程第6. 議案第91号

日程第7. 議案第92号

日程第8. 議案第93号

日程第9. 議案第94号

日程第10. 議案第95号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第5、議案第90号の平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてから、日程第10、議案第95号の平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてまでを、一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号から議案第95号までを一括上程することに決定しました。

日程第5、議案第90号の平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてから、日程第10、議案第95号の平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第90号の平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり提出する。

議案第91号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第92号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第93号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第94号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第95号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。平成24年12月3日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第90号は平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額116億1,533万円から2億1,363万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を114億170万円と定めるものでございます。

歳出のほうから説明申し上げますけれども、減額ということで、これは事業者への負担額確定による情報通信網整備工事負担金の減額5億8,300万、これは光のいわゆるプロポーザルをやったところの金額で、3億1,700万円で負担金を決定されましたんで、最初、9億を予定していましたが減らさせていただきました。

それから、下水道3会計の繰出金が、これが5,688万9,000円、これは、これだけの繰出金が不要になっ

たということで、減額をさせていただきます。

増額といたしましては、これは障害者福祉事業費及び自立支援給付費ということで4,392万円、これは事業費の増加実績ということで追加をさせている。それから同じく保育園の、これも実績による増加で1,150万円、それからあとコミュニティセンターの備品購入費1,856万1,000円、それから市町村災害共済組合基金の解散による、これが解散の処分金が本町に2億6,180万2,000円入ってまいりますけれども、これに切りよく3億という形で、財政調整基金への積み立てをするものでございます。

それともう1件は、その他繰越明許費の変更1件ということで、先ほど、光通信の減額を申しましたけれども、これの繰越明許費を9億から3億1,700万に変更するものでございます。

次に、議案第91号は、平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額28億9,937万1,000円に2,561万9,000円を増額いたしまして、予算の総額が29億2,499万円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、国庫負担金の療養給付費負担の増額補正、それから平成23年度分精算に伴う国・県返納金の増額補正、及び医療費実績に伴う一般被保険者療養給付費負担金の減額補正でございます。

歳入の主なものは、国庫負担金の療養給付費等負担金が2,495万6,000円の増額、それから23年の精算に伴う過年度の交付金が102万3,000円でございます。

歳出の主なものは、平成23年度の療養給付費等負担金の精算返納金、特定健診・保健指導負担金の国・県精算返納金、合わせて4,561万9,000円を追加させていただいております。

それから、一般被保険者療養給付費負担金が2,000万円の減額となっております。

次に、議案第92号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加いたしまして、総額を2億4,180万5,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、下水道事業収益については、一般会計繰入金を84万7,000円追加いたします。歳出については、負担金・補助及び交付金50万円、公課費が34万7,000円をそれぞれ追加させていただいております。

財源については、前年度の繰越金1,485万8,000円を追加いたしまして、なお、一般会計繰入金が1,485万8,000円を減額いたすものでございます。

次に、議案第93号は、平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本予算の既定の歳入の財源の調整を行うものでありまして、プラスマイナスはございませんが、一般会計繰入金が399万3,000円を減額いたしまして、消費税還付金399万3,000円を追加いたすものでございます。

資本的収入については、前年度繰越金1,531万1,000円を追加いたしまして、一般会計繰入金1,531万1,000円を減額するものでございます。

次に、議案第94号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出にそれぞれ21万3,000円を追加いたしまして、総額を5億4,549万6,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、下水道の事業収益について、消費税還付金が680万6,000円、それから一般会計繰入金は659万3,000円、これは減額するものでございます。

歳出については、下水道施設管理に必要な需用費21万3,000円を追加いたします。

資本的収入については財源調整を行うもので、前年度の繰越金1,698万1,000円を追加し、一般会計繰入金1,698万1,000円を減額するものでございます。

次に、議案第95号は、平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

本予算も、既定の歳入歳出予算それぞれ947万6,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ1億5,298万6,000円に定めるものでございます。

補正の主なものは、入札に伴う調査業務委託料の減でございます。

歳入については、一般会計の繰入金を947万6,000円、減額するものでございます。

歳出については、需用費52万4,000円を増額し、委託料1,000万円を減額するものでございます。

いずれの6議案とも、一応、重要な予算でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第11. 議案第96号

日程第12. 議案第97号

日程第13. 議案第98号

日程第14. 議案第99号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第11、議案第96号の築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定についてから、日程第14、議案第99号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第99号までを一括上程することに決定しました。

日程第11、議案第96号の築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定についてから、日

程第14、議案第99号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第96号築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第97号築上町旧蔵内邸条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第98号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第99号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成24年12月3日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第96号は、築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定でございます。

本条例案は、都市計画事業として施行されております公共下水道事業(椎田処理区)について、都市計画法第75条により、当該事業に要する費用の一部を、当該利益を受ける方に負担していただくことになっております。この負担金に関する条例の制定でございますが、農業集落排水事業、特定環境整備の築城地区の処理区と同様、1戸15万円の負担をしていただくという中身でございます。

次に、議案第97号は、築上町旧蔵内邸条例の制定でございますが、本条例案は、文化財建造物の旧蔵内邸住宅を後世に伝えるとともに、その保存及び活用を図り、もってこれを親しむ場として提供し、町民の教育、学術及び文化の発展に寄与するために、この条例を制定するものでございます。

次に、議案第98号、築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定により、下水道の一部改正を行い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理について、条例で定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第99号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除、並びに農業集落センターの新築移転及び生活改善センターの2施設を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

4議案とも、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第15、議案第100号

日程第16.議案第101号

日程第17.議案第102号

日程第18.議案第103号

日程第19.議案第104号

日程第20.議案第105号

日程第21.議案第106号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第15、議案第100号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてから、日程第21、議案第106号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 動議をしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長(田村 兼光君) ああ、いいですよ。

議員(10番 西畑イツミ君) いいですか。

ただいま議長が言われました、第100号から第106号の中で、議案第103号の人権文化のまちづくり宣言についての即決を、委員会付託にしていadakたいと思ひまして、動議を言ひました。

その理由は、非常に重要な問題なので、よく考える時間をいadakたいと思ひまして、最終日に採決してくださいませう、また、他の議案と同じように取り扱いをしていadakたいと思ひまして、動議といたしました。それが理由です。

議長(田村 兼光君) 動議には、ほかに1名以上の賛成者が必要です。ほかに賛成者はいますか。この動議には2名以上の賛成者がいますので、成立しました。

委員会付託に動議を議題として採決します。この採決は起立によって行ひます。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。(発言するものあり)本日、今、動議のやつ。(「即決するのに賛成ですか」と呼ぶ者あり)いやいや、今のは即決するんじゃ、反対のあれけ。(「それに対する」と呼ぶ者あり)そうそう。

で、この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

[賛成者起立]

議長(田村 兼光君) 成立か、はあ。多数やろ。うん。したがって、議案第103号について、委員会に付託の動議は可決されました。よって、議案第103号は、委員会に付することとします。本日は上程のみとします。よって。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 今、西畑議員からの動議は、最終日に採決をしてくれと。考える間を与えろということで、委員会付託とは言ひていません。(「いいました。それに対して反論できんのですかね」と呼ぶ者あり)ううん。よかるう。(「委員会付託で」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) よって、付託第103号を除く議案第100号から議案第106号まで委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第15、議案第100号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由を求めます。吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第100号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成23年12月5日付、議案第96号をもって議決された防衛施設周辺民生安定施設整備事業、築上町コミュニティセンター新築工事(工区 建築・外構工事)工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成24年12月3日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第100号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部の変更を求めるものでございます。

本契約は、平成23年11月16日付で一般競争入札を行った、築上町コミュニティセンター新築工事(工区 建築・外構工事)の議決内容の変更でございます。

これはもう第2回目でございますけれども、一応、議決内容は、本工事を施工する中で、センターの各種機能の再検討をした結果、工事内容の一部を変更するものでございます。

建築本体は、事務室のOAフロア化、子供・図書コーナーの本棚の造りつけ、それから備品の変更、多目的ホール非常口からのスロープの設置、外構工事では、玄関前広場の石張り舗装の基礎強化等でございます。

契約金の変更額は、「5億1,551万9,550円」を「5億1,843万8,550円」に改めるものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択お願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 工事の追加の件ですが、毎回、こういうふうな工事があると、追加追加ということで追加がよく多いケースがあるわけです。

今回もこの内容でいくと、工事をやっている途中に、こういうふうな変更があった方がいいんじゃないかという中で出てきたというものも、当然、あるでしょう。

ただ、当初から計画の中で、こういうふうにしたほうがいいというものがあったはずなんです。で、計画変更をしたというか、考え方が変わった理由とか、なぜ、こういうふうにならざるを得ない変化があるのか。内容が変わっていくのか。そういうふうな一貫性のない、工事が始まってころころ変わるというのは、本当に一貫性がないというふうに思うんですが、なぜこういうふうにならざるを得ないのかの経緯を、説明お願いしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課の渡邊です。当初、実施設計を行いまして、予算、総予算の枠といいますが、事業費を工事費をかなり抑制してまいりました。

その結果、結果論ですけれども、入札におきまして、最低制限ということで、若干の財源の余裕も出てまいりました。

その中でいろいろ検討していく中で、皆様方からの意見というのも出てまいりました。それら一つ一つを詳細に検討してまいりまして、今回、出したような形での変更というのが望ましいだろうということで、今回、一括で変更させていただくように提案しております。

具体的には、調理コーナーにつきましては、以前より一体的な利用という御意見が多数出ておりました。この関係で、ドア、壁を一部取り払いまして、一体的な利用が可能になるような形の変更でございます。

で、事務室のOAフロア化につきましては、今回、工事終わりましたら、もう本格運用になりますので、主管課のほうといろいろ詳細詰めている段階で、OAフロア化を今回、今のうちにやっつくべきじゃないかということで総合的に判断して、その必要性があるということで変更させていただいております。

子供コーナー、図書コーナーの本棚設置の廃止につきましても、検討する中で、従来でしたら、もう本棚がこう造りつけになっておりました。利用の面を考えると、考え方あるかと思いますが、この本棚をなくして、備品形式にした形の、移動が可能になるようなそういったものに変えたほうが、柔軟的な運用ができるということで、この本棚設置を廃止しております。

それから管理棟の西側の通用口のドアの電気錠化でございます。これは警備システムと連動した形で、スムーズに機能的に運用ができるようにということで、具体的には、オートロック機能つき、それから事務室からの遠隔操作が可能になるような形での変更を考えております。

それから、多目的ホールの出入り口のスロープの設置でございますが、この件につきましては、本来、施工前から全箇所、総合的にバリアフリー化を考えてまいりましたけれども、予算の関係、設計の都合上、この分は入っておりませんでした。

で、多目的ホールにつきましては、出入り口が6カ所ございます。もちろん、ホールからはバリアフリーでございますが、非常口につきましては階段形式というふうになっておりました。で、緊急時の避難路の確保ということで、最低1カ所は必要だろうということで、スロープつきを今回、設置するような形になっております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 結果的には、本体工事に関してはマイナスなんです。で、予算が入札残で残ったからとかいう理由にはならないわけですね。

最初の段階の計画が、やはりちょっと甘いというか、工事が始まってからいろんなところで、あんなんをやしてほしい、こんなんをやしてほしいという要望がいろいろ出てきたから変わってきたというのが、私は現状ではないかなと。

今回、こうやって変更のできる内容でできているから、まだいいんですけど、今から言っても、もう間に合わないという部分も、かなり住民のほうからの意見としても出てきている。

やはり計画の段階で、しっかりした計画をして、しっかりとした設計をして工事にかかるというのが、私はこれが基本だろうと思うんです。これを見ると、そんなに大した内容じゃないちゅって、皆、思われる方も多いと思うんですけど、大きな部分が、結果的にここに出てないからわかってないだけであって、やはりこういうふうな建物を建てる時は、しっかりとした計画、しっかりとした設計で、しっかりとした工事をやって、でき上がったから何十年間も使う建物ですので、十分な対応をして建てていただきたいというふうに思います。

この件について、その賛成・反対というわけではありませんが、やり方として、十分に今後の課題として検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) ちょっと一言だけ、今、課長の答弁の中で、みんなの意見があって変更したというような話がありましたけども、それ、皆様の意見で、皆様って誰様の意見が、これあったのか、非常に頭ひねるところですが、これ、本体自体もみんなの意見で、この本体が計画をされたというような話を聞いていますが、あの付近に私は今、住んでいますが、何ができよんか、いまだに言う人がいます。

そういった面、皆様の意見を吸い上げて今回の変更があったわけじゃないってこと、あなた方の意見を、例えばここ委員会がありますが、何とか検討委員会みたいな、そこに皆さん、職員の方が考えて、そこにこういうことをしたらどうかと、ただ、それだけなんです。

皆様の意見じゃなくて、こっち側の意見を委員会に言ったと。人のせいにするのが公務員のさが、公務員の人のせいにするのは得意技でしょうが、そうじゃなくて、皆様の意見を本当に聞いてやったのかどうか。その何様の意見を聞いたのか、一言だけちょっと答弁してください。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) ちょっと皆様の意見ちゅうと、ちょっと抽象的で申しわけないと思っております。

具体的には、以前から実施設計の後、工事に入る段階、工事後、議会のほうからもいろいろ御指摘、意見をちょうだいしております。そういったことも一つの中にも入っておりますし、あと、公民館の運営審議会ですか、そちらのほうからも、いろんな意見が出ているというふうに、生涯学習課のほうから改善の打ち合わせ等がありまして、今回の変更をするようになりました。

ちょっと皆さんの意見という言い方がちょっと非常に抽象的で申しわけないと思っております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 検討委員会があるらしいんですけど、どういうんか知りませんが、この皆様の、

これが皆様の意見やろうと思うんですけど、何かこれに、建設に関して皆さんの意見があるんですか。あって、それを受け入れて変更したりとかいうふうなシーンがあるんですか、どうですか。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。当初、実施設計の段階、前までは、跡地利用検討委員会ということでやっておりました。で、工事そのものに対する検討委員会というのは、設置はしてありません。内容につきましては、その都度、変更等がある都度、議会のほうに提出させていただいております。

で、利用検討委員会につきましては、跡地の活用利用検討委員会ということで、工事着手後は特に開催はしてありません。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) もう最後にしますが、今言った、今後の利用に関しての検討委員会があると言いました。

本当にそこでしっかり利用計画をつくって、どういうふうに住民の皆さんに利用してもらうのか、もうでき上がったものは、もうでき上がったと言ってもいいでしょう。もうやりかけたものはしょうがない。

問題は、これからの運営の仕方でしょうが、これこそ本当に皆さんの意見を聞き、その中、皆さんの意見の中で、こういうふうなことで、もう少しここをつくり変えたらいいというふうなことを検討しながらやって、いいものをつくっていくというのは、これ、本来の姿やろうと思いますから、今後、運用に関しても、せっかく委員会もあることだし、また、いろんな人の意見を聞いて、こうあったほうがいい、あああったほうがいいということであれば、大いに検討して、よりよいものをつくって、皆さんの喜んで利用できるような施設を、つくり上げていただきたいというふうに思いますが、よろしく願いをして終わります。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) ちょっと武道議員の意見にもちょっと一緒になってくるんですけど、物すごく、2番のOAフロア化機能の向上という形で出していますが、やはり最初はじゃあ、どうだったのかをもう一度詳しく、OA化の向上は必要だと思いますし、最初の設計段階から、そういう事務室が事務室機能を持ってない設計づくりをしてきたのか。

それから、4番、電気の施錠、これはこれもすれば便利でしょうけども、これは、じゃあなぜそうしたほうがいいのか、なぜそうしなければいけなかったのか、これ、詳しく。

これがまさに人の意見じゃないかと思えますけど、もともと請負金額から金額がどんどん上がっていく。で、予算がない中で話していく中で、うちが追加出ただけで、じゃあ、これ、設計会社とか請負、そこで幾らか出させるとか、そこに不備があったとか、そういう検討もされたのかどうか。

2枚目の6番、7番、8番、最初の内容、最初はこうだったけども、こうしないといけない、するようにしたほうがいい。車が乗り入れて、タイルの厚みをと。こんなのは外ですから、もう通常、何のために模型をつくったのか。その段階で僕にじゃあ、自転車しか入れないのかと、もう、そんなことは最初からわかったことじゃない

かなと思うんですけど、なぜ、こういう毎回毎回変更が出るのか。

要するに、一番最初の設計ではこうでした。そして、こういう理由で、こういうふうにしてやると、誰が決めましたというぐらいまでちゃんとはっきり言って、そして変更という形のことを出していきたい。

これどこで、話し合いというか、どこでどういうふうに進んできたのか、そこを一番知りたいですね。設計会社が言うたのか、請け負った会社が言っているのか、部、役場の職員で話したのか、もう詳細に詳しく教えていただけませんか。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。まず2番、事務室のOAフロア化でございますけれども、当初設計は、OAフロア化仕様ではございません。通常の床仕様で、配線等は表面にとめていく形式を考えておりましたが、あと事務、今度は運用が教育委員会にあります。それを踏まえまして、詳細について調整会議を持ちました。

その中で、事務室の機能、効率的な利用、IT、OA機器、今後、入ってくるということで、OAフロア化を今のうちにおくべきじゃないかという意見がありまして、検討した結果、10センチのOAフロア化をするということにしております。

で、予算的には、34万円ぐらいの増嵩になるということでございます。

それから、電気施設でございますけれども、通常のドアの通常の機能を持ったドアを当初から考えておりました。もちろん、この後、警備機能をまたつけていくわけですが、そういったところを詳細なところを検討した結果、夜間とか休日等に、管理体制、そこの管理人、また職員の数、果たしてその全てを管理できるかどうかというような意見もありまして、できるだけ少人数で管理ができるような形での防犯体制といえますか、そういったものをつけ加えていこうという話になりました。

これは、事業費ベースで45万円ぐらいの増嵩になるようです。

それから、先ほどちょっと6番から、2枚目のほうは、ちょっと御説明が漏れておりましたので、あわせてさせていただきます。

玄関前広場の基礎補強、コンクリ基礎の追加でございますけれども、これは当初は、歩行者、自転車、その程度の強度という形で設計を行っておりました。もちろん、初めからその車両を乗り入れるという前提ではありませんでしたので、そういう設計になっておりましたけれども、いろんなケースが考えられるんじゃないかということで、荷物搬入、それから障害者用の送迎車両、こういったものが利用が、乗り入れることができるような形の基礎の強度に、今のうちに変更すべきじゃないかということで、これを追加させていただいております。

それから、7番目の歩道工事の延長でございますけれども、これが既存の今、道路が、築城10号線という町道がございます、そこが工事の関係上、現段階で既存のまま残すようになっておるんですけども、歩道上のインターロッキングが、途中でちょっと変わっている状況になりますので、これでは景観上、好ましくないということで、インターロッキング、29平米を追加させていただくようにしております。

それから最後のフェンス設置工事の一部の廃止ということですけども、これ、25年以降に建設課のほうで、築城82号線の工事、予定しております。このために、そこをもう当初設計に入っておりましたけれども、この分につきましては、その工事との兼ね合いで、別途発注というようなことで、今回、廃止しております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) もう、先ほどの答弁と同じで、もう何が言いたいのかといいますと、もう2回、3回と、こういう増額出てきていますから、例えば、もう電気の施錠にしても、こうやって協議をして、前、今、防犯上と言いましたけれども、自動になっても、自動に閉めてなかったら防犯でも何でもなし話なんで、要するに、こういったものが今あるんですと。で、こういうのをしたら、これで何ぼかかるんですと。だから、その291万9,000円の中で、これは何ぼですと。わかりやすく、それ、やったがいいなと。どっちの鍵でも使えるわけでしょう、結果的に防犯云々とかそういう言葉並べなくても、で、これは何ぼなんですと。

例えば、OA事務化で床はこうなっている。床は前のこうだけど、いや、それ逆に言えば、そうならないんですかと、いう協議を何遍も重ねたけど、なつてなかったから、これが何ぼかかるようになりますとか。実は、そういうとこ、打ち合わせミスがありましたとか、打ち合わせしてなかったと思うんですよ。

例えば、先ほど車両乗り入れ、特に車両を乗り入れるような計画ではなかったと言われました。乗り入れる計画じゃなかったんじゃないかと、乗り入れようとも考えてなかった。また、歩行者のみとも考えてなかった。ただ、タイルしか見てなかったんじゃないですか。

そういう、どういうことが想定される。何のための模型をつくったのか。そこに車しか入れない。単車しか入れない広さ、模型見てわかりませんか。

で、それがまた、そのタイルがまた普通の家で使うタイルで、車が乗り入れられないタイルを使った時点で、こういうことがありました、協議やりましたとか、そういう内容を聞きたいんですよ、こっちは。

防犯とか、鍵があれば防犯になるとやないですか。鍵がなかったら鍵取りつきますならわかりましたけど、鍵があるのを自動的なやつに切りかえる、こういう点がすばらしいのが出ているとかいう協議をやって、再三やりましたで、そういうようなことで変更で増額したいと。設計会社とも工事業者とも受けた金額をふやすということで、もうかなりの協議をやりましたとか、そういうとこ全然見えないんですけど、今後はそういうふうにしていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 細々と変更しておりますが、これは当初、設計でやっぱり総額予算がございます。これによってぼくの指示で、ある程度、抑えた設計をしようということで、こういう結果になっております。

しかし、入札がいわゆる最低価格で、もうじ引きになったということで、やはりつくる時、ある程度、若干、余裕が出たかなということで、変えるもんは変えたほうがいいと、長く残るんでということで、少しでもグレードアップをやっていこうという考え方で、こういうふうになったということで理解を願いたいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) いや、そうなんです。だから、町長、町長の言うてることもわかるんですよ。

じゃ、こういうのはちゃんと説明をしてくださいと、説明の仕方が違うんです、僕達との認識が。

だから、どんどんいいものも出てくるし、こうしたらいいという案も出てくるでしょう、どっかで。金額的にどうのこうの言うことでもない。だけど、説明の仕方が、あたかも防犯のためみたいな、車が乗れないためとか、そんなんじゃないくて、中身をぴしっと金額出してやっていただきたいと、そういう説明を詳しい説明をしていただきたいということですよ。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) まず1点目に、これを本日、即決しなければいけない案件なのかということになりますと、即決で皆さん賛成したんですけど、今の内容を聞くと、これは委員会付託をして、詳しく説明をするべきだったと私はこう思うんです。

それと、請負契約の締結について、工期がないとか押し迫っているとか、この1週間、これが議会を通らなければ工事ができないんだとかいうような案件じゃ、これ、別だと思っんです。この点については、やっぱり詳しく知りたいという議員さんも今、おられました。

で、議員さんがどこまで知ればいいのか、どういうところがどうなのかちゅうことについて、こういうのについて知らない議員さんもあると思う。それで、やっぱりちゃんとした説明ができる体制をつくるべきだと思います。

それと、先ほど課長が答えていましたが、公民館運営審議会の中から意見出たと言っていました、公民館運営審議会に意見を聞くようなことがあるんですか。この前の先般の議会で私はこの件について、どういった目的で建てるんですかと言ったら、公民館として建てると言っていないよ、町長は、ねっ。

そりゃ、ほかの皆さんからの質問の中にもありましたが、検討委員会、いわゆる今、運営審議会ですか、で、今、名前を決めるとかいろいろやっていますよね。そこで、そういった意見が出されているんじゃないかなと、思われている方もいると思いますけど、そこじゃ、そういった設計に関する、仕事に関して、ここがちょっとどうのこうのとかいうようなことを言っていないよ。

まずは、旧築城公民館を利用してた皆さん方が、今日もまだ利用している皆さん方の中で、自分たちが、こうしたほうが使い勝手がいいんじゃないかなと、でき上がったものを初めて見て、ここをこう扱ったらいいんじゃないかなという意見を聞いて、これは所管が渡邊課長と言っていますけど、建設まで渡邊課長で、あとの管理とか運営は全部、社会教育と学校教育やるんでしょう。社会教育ですか、課長、が中心になってやるんでしょう。

だから、その中で、あなたのところに、田原課長のところに意見が出てきて、そこで執行部が協議して、なるほどという結果がこの設計変更になったと。

西畑議員さんが、その審議会の委員長ですけど、西畑議員さんも十分知っていますが、そういったことにつ

いて、どこをどうせこうせか、炊事場の件は言っていました、調理場の件は。

でも、ここ、だから、あんまりいろいろな意見が出るものですから、私が一般質問で、これは何を目的でやるんですかと聞いたのは、そこなんです。で、その結果、答えもはっきり出しましたんで、個人的な意見を入れて、どうのこうのとられるような説明の仕方はしないでほしいと思います。

それと、当初計画の中で、町長の説明も僕は間違っていると思います、ねっ。当初計画の中で、例えば7億ぐらいの予算が浮いた。6億の予算を上限で上で決めていました。

ところが、随分安く、最低制限価格で競争して入札して落札してもらいました。で、お金の少し余裕ができましたから、こういうこともかなうようになりました、うそでしょう。

上も下も、下でも、最初の計画どおり仕事せんないかんです。最大限の、例えば1,000万で落札しました。1,500万の予算から1,000万の範囲で上限ですれば、一番限りなく1,000万に近いところが落札業者になる、決定するんですね。

その結果が最低制限価格で、鴻池さんですか、が落札したと思うんですが、でも、5億、例えば1,500万の予算があったら、1,500万分の計算で設計はしていると思うんですよ。

最初からグレードアップするんじゃなくて、最初からグレードアップ、できてなかったということですよ、設計段階で。設計にも、設計業者と管理業者がいますが、施工管理していると思いますが、その中で思いつき、思いつきの工事ばかりやっているからこういうことになるんです。

だから、最初から、当初からきっちりした設計ができるだけの予算を設計会社は取っているわけですから、こういう建物とかいうのは個人の家とは違いますんで、やっぱりそういったところは厳しく指摘しながら、今後、町民の血税を使うわけですから、こういった意見が出ないようなやり方をしていただけますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 限られた予算といいますか、予算の中で、少しグレードを落とした設計にしないと、その予算超過するという場面がございました。

だから、少しグレードを落としてでも、予算内におさめてくれということで、僕は注文をつけました。

しかし、これの建物が完成して、ああ、まずかったなということがないような形では、先ほどまずいという、それは当然、先に設計して予算をある程度決めれば、私はそれが一番ベターだと思うけれども、やっぱり予算の見通しを立てて、この範囲内という考え方で通常はやってきております。

本来なら、先にある程度、粗設計やってこれだけと、そして細かいところまで協議をやったところで設計に携われば、万全な体制ができるけれども、現設計が、やはり少しグレードの落ちた設計になってでも、予算内に抑えよという私の指令がございましたんで、できれば、今後は予算をある程度確保しながらやっていくという形ですれば、ある程度、設計変更の出ないような形の工事ができるんじゃないかなろうか、この点、気をつけてまいりたいと思います。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) もう1点。じゃあ、今後、こういった建物を建設するに当たっては、やっぱり当初から、できるだけよいものを安い予算でつくる努力は、しなければならないと思うんですが、町長が言われるように、町民の皆さんの生活、安全を守るために、最小限必要なクリアできる落としたグレードだったと言えますか、それをちょっと聞いてから決めたいと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 具体的には、やっぱりいろんな町道とかそういう建物に関しても、予算のかからない方向性で私はいってらっしゃるというふうに信じておりますし、具体的な形ではなかなか私、グレードアップすればどれだけかかるとか、そういう検討まではしたことがないんで、しかし、設計会社に任せて、ある程度、予算の範囲内におさめてもらって、あとは入札でそれ以下に落ちたという結果的なものでございまして、そうすれば、少しその入札残でグレードアップできるかなという感覚で、今回は行ったということで、ちょっと質問の趣旨にはちょっと、基本的には想定、私はしていなかったということで御理解ください。

議長(田村 兼光君) 吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) 要は、今までの設計変更をしなくて、今までの状態でいっても、さほどこれはもう困ったなという状況やないんですけども、予算も精いっぱい残していただきましたんで、幾らか余裕が出ましたと。

だから、もう少し、ちょっとこれは困ったところもあるかなと。それはあくまで事故とか起こる、起こらないが前提ですよ。事故が、今の状態でも起こる危険性はないんですけども、ないんですけども、予算の範囲でグレードアップしたほうが、長持ちもするし見ばえもいいという観点からやったんですか、担当者。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課の渡邊です。もちろん、いろんな設計の段階、施工の段階から(「はいか、はいやないか」と呼ぶ者あり)、はい、そのとおりでございます。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第100号についてを採決を行います。議案第100号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議案第101号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第101号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成23年12月5日付、議案第97号をもって議決された防衛施設周辺民生安定施設整備事業、築上町コミュニティセンター新築工事(工区 電気・機械工事)の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成24年12月3日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第101号も、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてでございます。

本議決も第2回目で、第3回目の変更でございますけれども、これも、基本的には予算時、ある程度、抑えさせようというようなことで、多目的ホールの調光設備、これを見ておりませんでした。

しかし、これはやはりいろんな観点から、調光施設は、これはあったほうがいいという意見になり、116万7,600円増の変更増が2億1,781万950円と、前の変更の分が2億1,664万3,350円ということで、これは調光施設を追加するというので、一応、提案をさせていただいているところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第101号について採決を行います。議案第101号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17、議案第102号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第102号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成24年12月3日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第102号は人権擁護委員、松本千鶴子氏が、平成25年3月31日をもって任期

満了となるために、人権擁護委員法の規定に基づき、新たに人権擁護委員として吉田富美代氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

なお、吉田氏の略歴を若干申し上げますと、住所は、築上町大字宇留津456番地1、生年月日が昭和22年7月3日、65歳でございます。学歴といたしましては、京都高校を卒業して、宇留津のほうに嫁いできております。

その他の経歴ということで、現在では、築上町ボランティア連絡協議会の委員、それから社会福祉協議会評議員、それから男女共同参画審議会の委員というようなことで役職を兼ね、また、男女共同参画ネットの事務局長も現在、一応、行っており、こういう略歴の方でございます。

議会の推薦をしていただいて、総務省のほうに私から推薦をするようになっておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。ただいまの説明のとおり、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものです。

本件は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

議場の入り口を閉めてください。

(議場閉鎖)

議長(田村 兼光君) ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、6番、有永義正議員、7番、吉元成一議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

議長(田村 兼光君) 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

議長(田村 兼光君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) それでは記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

(議員投票)

議長(田村 兼光君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方は前のほうにお願いします。

(開票)

議長(田村 兼光君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効票ゼロ。有効投票のうち適任15票、不適任ゼロ。よって、議案第102号の人権擁護委員に吉田富美代氏を選任することに決定しました。

議場の出入り口をあけてください。

(議場開鎖)

議長(田村 兼光君) 吉田さん、議場の方へお入りください。一言、就任の御挨拶を願います。

人権擁護委員(吉田富美代君) おはようございます。人権擁護委員に推薦していただきました吉田富美代と申します。微力ですが、精いっぱい頑張りたいと思いますので、御指導、御鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

議長(田村 兼光君) 日程第18、議案第103号人権文化のまちづくり宣言についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第103号人権文化のまちづくり宣言について、築上町は次のとおり人権文化のまちづくり宣言をすることについて、議会の議決を求めます。平成24年12月3日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第103号は、人権文化のまちづくり宣言についてでございます。

本案は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行されて12年が経過しております。本町では、基本的人権が侵害される事象が後を絶つことなく、平和で明るい地域社会の存在を脅かされているところでございますし、築上町、既に同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例が制定をされております。昨年の3月には、「築上町人権教育・啓発基本方針」も策定をしたところでございます。

今後は、この条例や指針に基づいて人権教育・啓発を推進し、築上町に住む誰もが、この町に生まれてきてよかったと思える「人権文化のまちづくり」を、町民の皆さんとともに力を合わせていかなければなりません。

このことから、町民団体からも、議会宛て、町長宛てに要請文も来ておるところでございますし、私のほうから、この宣言を提案させていただくということで、議会の皆さんとの提案の話でもなっております。すし、全会一致での宣言を御採択していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第19、議案第104号福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第104号福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合理約を別紙

のとおり変更する。平成24年12月3日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第104号は、福岡県市町村災害共済基金組合の規約の変更についてでございます。

この規約の変更は、冒頭、御挨拶にも申しまして、また、予算のときにも説明申し上げましたが、この災害共済基金組合が、一応、解散をするという今、話が進んでおります。

それで今、全町村に、この議案の議決を求めるといふうなことで、加盟全市町村に、この12月議会での議決ということでお願いをしておるところでございます。

本議案は、組合が解散した場合に、組合長が所属する団体で、あとの残務事務を行うという規約の変更でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。ありますか、反対意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第104号について採決を行います。議案第104号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20、議案第105号福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第105号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成25年3月31日限り、福岡県市町村災害共済基金組合を解散する。平成24年12月3日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第105号、これはもう福岡県市町村災害共済基金組合の関係の分でございますが、これは組合の解散についてでございます。議会の議決を得て、全加盟市町村が議決をした場合、この組合が解散をするわけでございます。

この組合は、今まで市町村が災害に遭ったときに、お互いに費用を出し合って、互助共済の方式によって

積立金を、基本的には1億円を目安に積み立てをしてきておりました。

そしてまた、本町もこの組合から一応、借りたこともございますし、ちょうど今年度末を持って、その返済が終わりました。

そういうことで、しかし、この互助制度、基金組合の趣旨が、国庫補助負担金が非常に今、高率になったというふうなことで、国の財政支援の措置が充実をしまいったところでございますし、この組合の存在は、もう要らないであろうと、このような意見が大多数を占めて、解散という運びになっておるところでございます。よろしく御審議をいただきまして、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第105号についてを採決を行います。議案第105号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第105号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21、議案第106号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第106号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり、関係市町村の協議の上、定めるものとする。平成24年12月3日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第106号も、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてという議題でございます。

これは、地方自治法の第290条の規定により、議会の議決が必要でございますので、財産処分ということで、この組合の財産は158億程度、今、財産を持っております。その財産処分の中で、築上町の積立分が2億6,180万2,000円ほどございます。これが、解散後は本町のほうに戻るわけでございますけれども、この配分については、先ほど予算のほうでもお願いをいたしておりますけれども、プラス一般財源を加え

まして、3億を積み立てようということで予定をしておるところでございます。

この財産処分について御審議をいただき、御採択をお願い申し上げるものでございます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第106号について採決を行います。議案第106号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りはあすの午前12時までとします。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さんでした。

午前11時31分散会